

第 2 回審査会における主なご意見及び対応について

第 2 回審査会で各委員からいただいた主なご意見とそれに対する対応は、以下のとおりです。

項目	頁	主なご意見	対応
事業計画	137	南港発電所の脱炭素化ロードマップによると、2030年代から2040年代にかけてゼロカーボン燃料や CCS 等の導入が計画されており、導入時には環境影響評価を行う計画となっているが、その際に実施される環境評価は、事業計画や工事計画が準備書時点よりも具体化されていることから、より具体的な計画に基づき環境影響評価が実施されると考えて良いか。また、当該施設の導入に伴う既設設備の撤去工事などの施設稼働前の環境負荷要因についても環境影響評価を実施する予定なのか。	事業者を確認したところ、「南港発電所の脱炭素化ロードマップに記載の「環境アセス」については、現在手続き中の環境影響評価法に基づく手続きを示しています。一方、CCS もしくは水素の導入については、新たな取組みであるため、今後必要となる関係箇所との協議、手続き等を含め、「環境評価」と広義に記載しており、今後のアセス制度の動向等も考慮した上で、具体的な事業計画に基づき、適切に環境評価を行う予定です。なお、本評価における既設設備の撤去工事の取扱いについては、上記のアセス制度の動向等も踏まえ今後検討する予定ですが、環境評価に含めない場合においても環境への影響を極力低減するよう計画してまいります。」という回答だったため、指摘事項を「 <u>ゼロカーボン燃料や CCS 等を導入する際には、より具体的な事業計画に基づき当該技術導入前後の施設の稼働に伴う環境評価を行い、必要に応じて追加の環境保全措置を講じるよう検討する必要がある。</u> 」に修正しました。
	138	準備書 P5-8「配慮書に対する経済産業大臣意見」の中で、地域住民等の関係者の理解及び納得が得られるよう、本事業について誠意を持って丁寧かつ十分な説明を行うことが求められており、それに対する事業者見解として、本事業について誠意を持って丁寧な説明と理解促進に努めると回答されている。一方で、準備書に対して提出された意見書に対する事業者の見解の内容を確認すると、提出された意見に対して説明が不足しているのではないかとと思われる部分が存在している。提出された意見に対して簡潔かつ分かりやすく回答することは重要ではあるものの、事業者として具体的な根拠を示した上で、より丁寧かつ十分な説明をすべきではないか。	事業者を確認したところ、「準備書へのご意見に対する事業者見解につきましては、より多くの方々にご理解いただけるよう、簡潔に分かりやすく記載させていただきました。事業者見解につきましては、国や自治体等のホームページ等にて公表され、また当社におきましても今後公表させていただきますが、住民の皆さま等から、事業者見解についてのご質問やご意見等を頂戴した場合には、丁寧に対応させていただきたいと考えております。」という回答だったため、「 <u>本事業に対する地域住民等の理解が得られるよう、地域住民等からの質問や意見等に対して、可能な限り具体的な根拠を示した上で、丁寧かつ十分な説明を行うよう努める必要がある。</u> 」という指摘事項を追加しました。

項目	頁	主なご意見	対応
大気質	182	対象事業実施区域の周辺地域における二酸化窒素の濃度については、その1日平均値が0.04ppm～0.06ppmのゾーン内にある地点が存在していることから、固定発生源である施設を建設するのであれば、できる限り二酸化窒素排出量を低減するよう取り組む必要があるのではないか。	事業者を確認したところ、「新たに設置する発電設備は、窒素酸化物の排出濃度を低減するため、最新鋭の低 NOx 燃焼器及び商用機で十分な実績のある排煙脱硝装置を採用することで、窒素酸化物の排出濃度 4 ppmとし、運転開始後に関しては、日常点検、運転監視等による運転管理を適切に行うこと、設備の維持管理については、定期点検の実施等を適切に行うことで、できる限り窒素酸化物排出量低減に努めてまいります。」という回答だったため、「施設の稼働に際しては、最良の燃焼器や排煙脱硝装置を選定した上で、予測において設定した窒素酸化物排出濃度である 4 ppm を維持し、設備の稼働後はそれら装置の維持管理を徹底する等、できる限り二酸化窒素排出量を低減するよう取り組む必要がある。」という指摘事項を追加しました。
水環境	268	検討結果（素案）266 ページの事業者回答では、西条発電所および姉崎火力発電所のリプレース事例を挙げ、流速が弱いことの判断材料としている。これを踏まえ、審査会意見の「他の火力発電所のアセス事例と比較しても」という表現については、「リプレースの事例」と明記することで、比較対象がより明確になり、理解しやすくなると考えられる。	検討結果（案）において、審査会意見の「他の火力発電所のアセス事例と比較しても」という表現を「他の火力発電所の <u>リプレース事例と比較しても</u> 」に修正しました。
植物	282	移植後のキンランについて、「移植後の生育状況及び生育環境の確認を実施する」とあるが、どれぐらいの期間モニタリング等を実施する予定なのか。	事業者を確認したところ、「工事実施前までに生育個体が引き続き確認された場合には移植を行い、準備書 p10.2-25(1081)に記載のとおり、 <u>移植後 4 年程度の期間、生育状況を適宜確認します</u> 。本種は、移植等により菌根菌との共生関係が絶たれた場合、2～3 年で消失する事例が報告されていることから、4 年程度の期間、生育状況を適宜確認することで、菌根菌との共生に成功したか否かの判断が可能と考えております。なお、今回のキンランの移植では、移植後 4 年間、毎年 95%以上の出芽率が確認された事例と同じ移植方法を採用する計画であり、専門家である千葉大学 大和教授のご指導をいただきながら実施する予定です。」との回答であり、当該内容を検討結果（案）に記載しました。
温室効果ガス等	320	検討結果（素案）318 ページの CO ₂ 排出量に関する記述について、現行の「火力発電所の脱炭素化に向けた取組を確実に実施する必要がある」という表現は妥当ではあるものの、市民からの関心も高く、環境への影響を踏まえると、より踏み込んだ表現が望ましいと考える。	指摘事項につきまして「火力発電所の脱炭素化に向けた取組を <u>確実に</u> 実施する必要がある」を「火力発電所の脱炭素化に向けた取組を <u>積極的かつ早急に</u> 実施する必要がある」に修正しました。